

決定 XIX/6：モントリオール議定書付属書 C のグループ I の物質（ハイドロクロロフルオロカーボン）の調整

締約国は、モントリオール議定書の第 2 条の第 9 項にしたがって調整を行い、第 19 回締約国会合の報告の補遺 III にあるように、下記の基準に基づき、ハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）の生産量と消費量の段階的削減を促進することで合意する：

- 1．議定書第 5 条第 1 項適用締約国（第 5 条締約国）の場合、消費量については 2009 年の水準、生産量については 2010 年の水準を基本的水準とする。
- 2．2013 年に生産量と消費量を基本的水準に凍結。
- 3．議定書第 2 条適用締約国（第 2 条締約国）の場合は、下記の削減段階にしたがって、生産量と消費量の段階的削減の促進を 2020 年に完了する：
 - (a) 2010 年までに 75%削減。
 - (b) 2015 年までに 90%削減。
 - (c) 2020 - 2030 年の期間：補充用として 0.5%分を認める。
- 4．第 5 条締約国の場合は、下記の削減段階にしたがって、生産量と消費量の段階的削減の促進を 2030 年に完了する：
 - (a) 2010 年までに 10%削減。
 - (b) 2020 年までに 35%削減。
 - (c) 2025 年までに 67.5%削減。
 - (d) 2030 - 2040 年の期間：補充用として年平均 2.5%分を認める。
- 5．上記の生産部門、消費部門の段階的削減促進のスケジュールを第 5 条締約国が遵守できるようにするために合意したすべての漸増費用をまかなえるよう、モントリオール議定書の実行のための多国間基金を通じて調達できる資金を、今後補填し、十分な水準に安定的に維持することで合意し、そのような理解に基づき、1995 年以後の施設および二次転換に関する適格基準を必要に応じて変更するよう、多国間基金の執行委員会を指導する。
- 6．技術支援、経済支援を与えるにあたって、HCFC の消費量が少量、ごく少量の第 5 条締約国に特に配慮するよう執行委員会を指導する。
- 7．HCFC の段階的削減促進のための段階的削減管理計画の作成にあたる締約国を支援するよう執行委員会を指導する。
- 8．優先的課題として、HCFC に関する基本的水準データ策定の信頼性を改善するための調査にあたる締約国を支援するよう執行委員会を指導する。
- 9．温暖化への影響等の環境への影響を最小限にすると共に、その他の健康、安全性、経済上の問題に対応することができる HCFC の代替物質の選択を推進するよう締約国を奨励する。
10. 議定書第 2 条 F の第 7 項の実行に関して定期的に報告するよう締約国に求める。
11. プロジェクト、プログラムのための資金調達基準の策定、適用にあたって、また、第 6

項を考慮するにあたって、下記に重点を置いた費用効果の高いプロジェクト、プログラムを執行委員会が優先することで合意する：

- (a) 各国の事情を考慮し、オゾン層係数の大きいHCFCの段階的削減を最初に行う計画。
- (b) GWPで示される温暖化特性、エネルギー使用、その他の関連のファクターを考慮し、温暖化への影響を含む環境へのその他の影響を最小限にする代替物質、代替手段。
- (c) 中小企業。

12. 第2条締約国に関しては2015年までに、第5条締約国に関しては2020年までに、基本用途除外用途の可能性または必要性を検討することで合意する。

13. 第3項で定める補充用としての0.5%分の必要性を2015年に再検討し、第4項(d)で定める補充用の年平均2.5%分の必要性を2025年に再検討することで合意する。

14. 基礎的国内需要を満たすために、2020年までは基本的水準の10%までを認め、それ以降については、2015年までに、基礎的国内需要のための生産量の更なる削減を検討する。

15. HCFCの段階的削減の促進にあたって、利用可能で、環境的に安全な最良の代替物質と関連技術を、公正でもっとも有利な条件により第2条締約国から第5条締約国に移転できるよう、締約国が多国間基金計画に沿った実行可能なあらゆる手段をとることで合意する。

決定 XIX/8：ハイドロクロロフルオロカーボンに関する追加的作業

締約国会合が、決定 XIX/6 によりハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）の段階的削減を促進するためのモントリオール議定書の調整を採択したことに留意し、オゾン層の回復に向けての努力に対する当該調整の影響に留意し、

HCFC の消費量、バンク分、排出量および技術の世界的状況を分析するにあたって技術経済評価パネルおよびその技術選択委員会が行った作業に謝意を表明し、議定書第5条第1項適用締約国（第5条締約国）の間での代替技術の受入れ、促進に関する更なる情報提供の必要性に留意し、

HCFCs の代替物質・技術および第5条締約国におけるその利用可能な水準に関するワークショップを2008年に計画、開催する旨の欧州委員会の意向を歓迎し、

特殊気象条件及びその他の独自の運用状況（露店採鉱でない鉱山、エアコン部門、冷凍・冷蔵部門における状況など）にある一部第5条締約国が直面している障害を考慮し、

1. 第5条締約国におけるエアコン部門、冷凍・冷蔵部門でのHCFCの代替物質・技術の促進、受入れの見通し、特に、一部第5条締約国における特殊気象条件及びその他の独自の運用状況（露店採鉱でない鉱山における状況など）を検討する調査研究を行うよう技術経済評価パネルに求める。
2. 利用可能な代替物質・技術およびその利用の可能性についてより詳細な研究を必要とする分野を特定するために、2008年進捗報告において前項に掲げる調査の結果の要約を提出するよう技術経済評価パネルに求める。

決定 XIX/12：オゾン層破壊物質の違法取引の防止

規制対象のオゾン層破壊物質の違法取引を防止し、最小限に抑えるための対策の必要性ならびに議定書の将来に関する論議を継続していく中でのこの問題の重要性を承知し、

「締約国間での規制対象オゾン層破壊物質の越境移動の監視システム開発に関する ODS 追跡調査フィージビリティスタディ」をタイトルとする報告に関するコメントを書面で提出するよう締約国に求めると共に、2007 年の第 19 回締約国会合において当該コメント集を提出するようオゾン事務局に求めた決定 XVIII/18 に留意し、

追跡調査フィージビリティスタディにおいて提出された中長期の選択肢に関する締約国のコメントを評価し、

締約国間での規制対象オゾン層破壊物質の越境移動の監視に利用し得るその他の計画案があることに留意し、

締約国間での規制対象オゾン層破壊物質の越境移動の効果的な監視に向けての重要な第一歩となるのが、既存の機構の実行・実施状況を改善することにあることを承知し、

南アジア地域、東南アジア地域、太平洋地域の諸国から非公式に事前にインフォームド・コンセントを得た上で、違法取引に対する戦いに挑む計画案ならびに世界関税機構の地域情報連絡局によるスカイホール・パッチング・プロジェクトの実行を承知し、

締約国による違法取引防止対策に関する情報の共有および透明性のメリットを認識し、オゾン層破壊物質の取引に関する対策が、世界関税機構などのその他のフォーラムで採用されることもありうることに留意し、

1. すべての規制対象オゾン層破壊物質の輸出入許可制度を設けるために、議定書第 4 条 B に基づくそれぞれの義務をすべての締約国に対して再確認する。
2. 規制対象オゾン層破壊物質の輸出入許可制度ならびに締約国のこれまでの決議（特に、決定 IX/8、決定 XIV/7、決定 VII/12、決定 XVII/16 および決定 VIII/18）に含まれる勧告を十分かつ効果的に実行し、積極的に実施するようすべての締約国に強く求める。
3. 違法取引をより効果的に防止するために自国の許可制度の実行・実施状況を改善することを希望する締約国は、下記の対策を国内で自主的に実行することを検討しても良い：
 - (a) 非公式の事前のインフォームド・コンセント手続きまたは同様のシステムに参加するなどして、他の締約国と情報を共有する。
 - (b) 輸入割当および（または）輸出割当などの数量規制を設ける。
 - (c) 出荷許可証を設け、当該許可の利用に関して国内で報告することを輸入業者および輸出業者に義務付ける。
 - (d) 各積送品に独自の積送番号をつけて識別できるようにするなどして、免税区域を通過するオゾン層破壊物質を含むオゾン層破壊物質の通過移動（積替え）を監視する。
 - (e) 再充填不可能な容器の使用を禁止または規制する。
 - (f) オゾン層破壊物質の取引での監視の助けとなるラベル表示および文書化のためのしるべき最低基準を設ける。

(g) 民間と公的機関の提携等により、取引情報をクロスチェックする。

(h) オゾン層破壊物質の追跡調査研究に基づくその他の適切な勧告を採用する。

4. オゾン層破壊物質に関する調整商品説明・コード付けシステムの新たな改正に向けて締約国がとりうる対策に関連して、世界関税機構と引き続き協力し、世界関税機構でとられた対策に関して締約国会議に報告するよう、オゾン事務局に求める。

決定 XIX/15：プロセスエージェント関連決議における表 A と表 A-bis の差し替え

1. 決定 XVII/7 で変更された決定 X/14 の表 A を差し替え、決定 XVII/8 の表 A-bis を差し替えるために、プロセスエージェントのリストとして本決議に添付する付表を採択する。(表省略)

決定 XIX/16：ハロン技術選択委員会による 2006 年評価報告の補足

技術経済評価パネルのハロン技術選択委員会の 2006 年評価報告を歓迎し、世界のハロン使用量を引き続き削減することも歓迎し、全世界での特定ハロンの調達に関してハロン技術選択委員会が表明した懸念について留意し、

1. ハロン 1211、ハロン 1301 およびハロン 2402 の調達に関して予想される地域不均衡について詳細な研究を行い、将来の当該不均衡を効率よく予測し、緩和しうる機構を調査し、提案するよう、技術経済評価パネルに対して求める。
2. 研究の実施にあたっては、全世界のハロンバンクの運用に関する調査結果について多国間基金事務局と協議し、自らの精査に適する当該研究結果からの情報を利用するよう、技術経済評価パネルに対して求める。
3. 2004 年、2005 年および 2006 年でのハロンの種類別の研究用消費量データを技術経済評価パネルに提出することを、オゾン事務局に対して求める。
4. 第 12 回締約国会合が研究結果を検討できるよう、適時に研究結果を提出することを、技術経済評価パネルに対して求める。
5. 研究を通じて技術経済評価パネルを支援できるよう、ハロン 1211、ハロン 1301 およびハロン 2402 の基準を設けている締約国に対して、2008 年 4 月 1 日までにオゾン事務局に下記の情報を提供することを奨励する：
 - (a) 重要または必須の機器を有効寿命の間サポートするのに使用されるハロン 1211、ハロン 1301 およびハロン 2402 に対する予測需要。
 - (b) 重要または必須の機器をサポートするのに適したハロンを調達するにあたって現在までに直面した、あるいは今後直面すると予想される障害。
6. ハロンの重要用途（海運業、航空業、軍事等）について、また、将来のハロン調達量の減少に備え、ハロン依存度を減らすのに必要なあらゆる対策をとる必要性について定期的に報告するよう、締約国を奨励する。

7. 海運用、航空用のハロン調達量減少およびそれぞれの業界におけるハロン依存度を減らすのに必要なあらゆる対策をとる必要性に注目するよう、国際海運機構事務局(IMO)及び国際民間航空機構(ICAO)に書面を送ることを、オゾン事務局に求める。

決定 XIX/17：モントリオール議定書の第 5 条第 1 項適用締約国における実験・分析用の四塩化炭素の使用

モントリオール議定書の第 5 条第 1 項適用国が国際基準に適合する分析方法の代替方法を探すにあたって直面している障害を認識し、

四塩化炭素が実験・分析作業で果たしている重要な役割を考慮し、第 5 条第 1 項適用締約国においては一部の実験・分析作業用として四塩化炭素に代わる物質は現在のところ存在しないことを考慮し、

決定 XVII/13 において、第 5 条第 1 項適用国におけるモントリオール議定書四塩化炭素の規制措置に関する遵守状況の検討を実行委員会および締約国会合が 2007 年まで延期すべきであるということで締約国が合意したことをあらためて確認し、

また、決定 XVII/13 において、第 19 回締約国会合で 2007～2009 年の期間に対処するために上記の延期を再検討することで締約国が合意したことをあらためて確認し、

1. 実行委員会と締約国会合は、それぞれの消費量目標からの逸脱の原因は実験・分析作業用に四塩化炭素を使用していることにあることを証明する証拠を、第 7 条に基づくデータ報告と一緒にオゾン事務局に提出した第 5 条第 1 項適用国における四塩化炭素の規制措置に関する遵守状況の検討を 2010 年まで延期すべきである。
2. 第 5 条第 1 項非適用国向けに現在定められている四塩化炭素の実験・分析用の世界的適用除外基準 / 手続きを採用することで、実験・分析用の四塩化炭素の消費量を最低限に抑えるよう、第 5 条第 1 項適用国に強く求める。

決定 XIX/18：実験・分析用途の適用除外

1. モントリオール議定書のすべての付属書およびグループ(付属書 C、グループ 1 は除く) の規制物質については、第 6 回締約国会合の報告の補遺 II ならびに決定 XV/8、決定 XVI/16 および決定 XVIII/15 で定める条件にしたがって、実験・分析用途の世界的適用除外を 2011 年 12 月 31 日まで延期する。

2. オゾン層破壊物質の実験・分析用途のリスト(代替物質が存在するため、もはや必要ない物質および当該代替物質を明記) を、第 21 回締約国会合までに提出するよう、技術経済評価パネルとその化学技術選択委員会に求める。

3. 規制物質の実験・分析用途での除外用途から石炭系有機物質のテストを除外する。